令和７年度　第３回富山地方最低賃金審議会議事録

１．日時　　令和７年７月 30 日（水）　　14：00～15：00
２．場所　　富山労働局５階大会議室（会議室 501～503）
３．出席者

公益代表委員	柳原会長、両角委員、高木委員、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員、清野委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、坂井委員
事務局	小島労働局長、倉重労働基準部長、 成田賃金室長、山田賃金室長補佐

４．議事次第
（１）令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
（２）労働経済等関係指標について
（３）最低賃金に関する基礎調査結果について
（４）賃金改定状況調査結果について
（５）令和７年春季賃上げ妥結等状況（富山県）について
（６）公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
（７）富山県最低賃金専門部会委員について
（８）その他
５．資料
別添のとおり
６．議事内容
［山田賃金室長補佐］　定刻となりましたので、ただ今から令和７年度第３回富山地方最低賃金審議会を開会いたします。
本日は、公益代表の高倉委員、使用者代表の森口委員が御欠席でございますが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。
ここで委員を御紹介いたします。５月の第１回本審において当審議会委員の紹介を行ったのですが、御都合により御欠席だったためこれまで御紹介できていなかった委員を改めて御紹介させていただきます。
労働者代表の清野委員でございます。富山県農業協同組合労働組合　特別中央執行委員でいらっしゃいます。
どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の小島より御挨拶申し上げます。

［小島労働局長］　労働局長の小島でございます。委員の皆様には、本日は御多忙の中、令和７年度第３回富山地方最低賃金審議会に御出席いただき、また、本審議会の円滑な運営に御理解、御協力を賜り心より感謝申し上げる次第であります。
さて、例年ですと、厚生労働大臣あてに中央最低賃金審議会長から、地域別最低賃金額改定の目安に係る答申が出されている時期でございますが、今年度は未だ同審議会の目安に関する小委員会において審議中とのことでございまして、答申が出されていない状況で

すので、目安額の答申が出ましたら、委員の皆様へは事務局から別途御連絡させていただくこととしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。
従いまして、本日は、それ以外の富山県内における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に関連する各種統計資料、並びに、関係労使の意見聴取などにつきまして、事務局より説明させていただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。
この先、特に、目安額の答申が示されて以降、とりわけ、専門部会委員の皆様方には、厳しい日程での審議となり、大変御苦労をおかけいたしますが、富山県最低賃金額の改正につきまして、慎重かつ十分な御審議をお願い申し上げまして冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

［山田賃金室長補佐］　この後は、柳原会長に進行をお願いします。

［柳原会長］　それでは、議事に入ります。なお、本日の会議につきましては公開としておりますので、御承知おき願います。
まず、議事１の令和７年度地域別最低賃金額改定の目安についてですが、今ほどの労働局長の御挨拶にもございましたように、今日の時点では中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に最低賃金額改定の目安が答申されておりません。
中央最低賃金審議会の審議経過、今後の当審議会における審議日程等について、事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　賃金室長の成田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、中央最低賃金審議会における審議経過、当審議会における今後の審議日程につきまして御説明いたします。
第２回本審においても説明いたしましたが、例年であればこの時期には中央最低賃金審議会において地域別最低賃金額改定の目安が答申されているため、それを見込んで本日、第３回本審を組ませていただきました。
しかしながら、本日の時点で答申がなく、目安の伝達ができないことにつきまして、まずもってお詫びいたします。
今年度、７月 11 日に厚生労働大臣が中央最低賃金審議会あて、地域別最低賃金額改定の目安について諮問を行い、その後、目安に関する小委員会において、７月 11 日、22 日、24 日、29 日と４回にわたり審議を重ねておりますが、結論に至らず、明日、７月 31 日 13 時から第５回小委員会の開催が予定されております。
今後の当審議会の日程に関しまして、資料№９の令和７年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（７～８月）を御覧いただきながら説明いたします。
この先、８月４日（月）の第２回専門部会までに目安が示された場合は、専門部会において目安額を伝達させていただきます。
専門部会委員以外の委員に対しましては、電子メールにて目安額をお知らせさせていただきたく存じます。
本来、本審において伝達すべきところ、このような方法となる点、御理解の程、お願い

いたします。
　また、８月４日の第２回専門部会までに目安が示された場合は、今のところ審議に大きな影響はないものと考え、８月８日（金）に第４回本審、８月 26 日（火）に第５回本審を予定しております。
　次に、８月４日の専門部会開催時に目安が伝達できない場合ですが、８月４日の第２回専門部会を８月７日（木）に延期し、８月８日（金）に第３回専門部会、その後は予備日を使い８月 18 日（月）に第４回専門部会とすることを、本日、この後開催する第１回専門部会に諮りたいと考えております。
　この日程となった場合、本審の日程も延期し、８月 18 日（月）に第４回本審、９月３日（水）に第５回本審を予定しております。
　目安の答申日や専門部会の審議状況によっては、更に日程変更となる場合があります。
　その場合は、再度の日程調整についてお願いすることになりますが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。
　以上、中央最低賃金審議会の審議状況、今後の審議についての説明とさせていただきます。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御質問等はございますか。

［労使各側委員］　特にありません。

［柳原会長］　特にないとのことなので当審議会といたしましては、目安が示された場合は全国的なバランスを配慮するという観点から参考としてまいりたいと存じますので、御協力をお願いします。
　次に、議事２の労働経済等関係指標について事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　労働経済等関係指標につきまして、資料№.２を御覧ください。
　まず、この資料№.２ですが、毎年事務局から提出しているものと項目・体裁に変更はありません。
　１枚めくりますと目次がありますが、いわゆる３要素に関連するデータとして、生産、国内需要、物価・生計費、貿易、雇用、賃金、企業倒産に係る指標をまとめた資料となっています。
　さらに１枚めくりまして、資料の出所を掲載しています。
　資料の体裁ですが、例外もありますが、１枚めくりました１ページのように、基本的にページの上に年ごとの推移、下に昨年の四半期ごとの推移と、今年の１月から４月の推移をグラフ化し、全国の数値、富山県の数値を掲載しております。
　また、指数については、令和２年を 100 としています。
　それでは、各指標について、順に簡単に解説を付けながら、ポイントを絞って御説明いたします。
　まず、生産についてです。１ページに、代表的な景気指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しております。

一番上の枠囲みにありますとおり、富山県は、上の図１－１のとおり令和４年以降、減少傾向にありましたが、下の図１－２のとおり、令和６年の減少幅は小さくなっています。

少しページが飛びまして、３ページを御覧ください。

国内需要についてです。

百貨店等販売額は個人消費の強さを示しておりまして、上の図２－１を見ますと赤線で示した富山県の対前年同期比は令和２年を底として、以降は対前年同期比でプラスとなり、下段の表２－２にもあるとおり今年に入って全国ではマイナスに転じたものの、富山県はプラス 3.4 から 9.7 の幅で推移しています。

４ページは、産業のすそ野が広い自動車製造に関し新車新規登録台数です。令和６年はメーカーの品質不正問題による出荷停止などにより落ち込みましたが、下の表２－４にありますとおり、今年に入り継続して前年同月比プラスで推移しており、表にはございませんが、６月も前年同月比は全国でプラス 5.2%、富山県でプラス 5.3%と回復基調にあります。

５ページ。住宅建設は金利、建設コストの影響を受けることから景気に先行するとされています。上の図２－５で着工戸数の年別推移をみますと、令和５年を底に昨年は増加に転じました。

下の図２－６を見ますと今年に入っても前年同月比プラスが続きましたが、３月を山として４月はマイナスに転じています。４月に改正施行されました建築基準法による費用増加を見越しての駆け込み需要と、その反動によるマイナスと見られます。

６ページ。全国レベルでみた設備投資関連の指標を載せております。民需用機械への設備投資ですので、景気に対し一定の先行性を持つとされています。上の図２－７を見ると令和２年を底に建設工事受注は４年連続増加し、機械受注は令和４年以降、横ばいとなっています。

続きまして、７ページ物価・生計費についてです。

７ページには、まず、消費者物価指数の推移を掲載しております。

上の表３－１、富山市では令和３年まで全国と同じ水準でしたが、令和４年以降は全国平均より高い状況が続いています。

なお、今御覧いただいている消費者物価指数は、帰属家賃を含む総合指数ですが、資料の一番最後に参考資料として７月 22 日に公表された 10 大費目を掲載した富山市消費者物価指数をお配りしています。

参考資料の１枚目、青枠が資料№２で使用している総合指数、赤枠が帰属家賃を除く総合指数です。黄色く塗っていますとおり今年６月の指数は総合指数で 112.4、帰属家賃を除く総合指数で 113.8 と 1.4 ポイント高い数値を示しています。中央審議会では、こちらの帰属家賃を除く総合指数を使用していますので御承知おきください。

資料№２に戻りまして、８ページの勤労者世帯の消費支出、それから９ページの標準家計費ですが、資料のおおもとは家計調査です。家計調査につきましては、例えば８ページ下の表、富山市の四半期・月別の推移で２月から４月にかけて乱高下が見られますが、これは標本数が 60 世帯程度と少なく、また、毎月入替えがあり、半年ですべて標本が入れ替ることから、誤差が大きい統計となりますので、この点は御承知おきください。

８ページ上の表３－３を御覧ください。勤労者世帯の消費支出は、年単位で見ますと令和２年以降、消費支出は上昇傾向にあり、富山市は全国平均より高い状況にあります。

９ページ、標準生計費は、富山市は令和５年が突出していますが、先ほど御説明しましたとおり標本世帯の入替えによる影響が考えられます。いずれにしましても、全国平均より高い状況にあります。

10 ページには富山市、高岡市の生活保護基準額の月額を掲載しています。最低賃金の３要素のうち、生計費は生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされていますので、確認のほどお願いいたします。

11 ページ、貿易ですが上の図４－１を見ますと輸出額、輸入額ともに増加基調にあると見受けられます。

12 ページの為替相場は上の図４－３のとおり円安傾向が続いていましたが、下の図４－４のとおり今年に入って円高傾向となっています。

13 ページから雇用について掲載しております。常用雇用指数ですが、例えば景気が上向く場合、企業はまず、労働時間を増やし、次にアルバイト労働者を増やし、最後に常用労働者を増やすことから、景気変動から数か月遅れて現れる遅行指数とされています。また、景気回復の強さを示すともされています。

上の表５－１のとおり、富山県全体では令和３年以降 100 を超えています。

製造業においても令和６年に 100 を超え、下の表５－２のとおり今年に入っても継続して 100 を超えています。

14 ページの総実労働時間ですが、この時間にはいわゆる残業時間を含んでいます。

総実労働時間はコロナ禍にあった令和２年を境に持ち直し傾向が見られます。一方、15 ページの所定外 労働時間数はコロナ禍にあった令和２年を境にほぼ横ばいの傾向が見られます。

16 ページの完全失業者数は、全国の集計値です。近年は横ばいとなっています。

17 ページ以降は求人・求職関係です。有効求人倍率は景気とほぼ一致して動くとされています。富山県では、全国平均より高い状況が続いており、令和３年以降、おおむね 1.4 倍を堅持しています。

次に賃金について御説明いたします。

資料飛びまして 19 ページを御覧ください。こちらのきまって支給する給与額は基本給に家族手当と、いわゆる残業代を含んだ額を指します。

上の表６－１。県内規模別を見るに、規模１～４人と 30 人以上の格差が拡大傾向にありましたが、令和６年は若干縮小しました。

めくりまして、20 ページ上段は女性の短時間労働者の１時間当たりの賃金、下段は高卒初任給の推移です。

上段の女性の短時間労働者の１時間当たりの賃金額は、富山県は全国より低めで推移していますが、その格差はここ３年ほど横ばいとなっています。

下段の高卒初任給は、男女計で見ると、令和３年を除き、増加傾向にあります。参考に、週 40 時間労働と仮定し、時間換算しますと、令和６年男女計では時給 1,086 円となっております。

最後に、21 ページ企業倒産の推移です。富山県では令和３年は減少、その後５年にかけて増加し、６年は減少しました。しかし、下の図７－２を見ますと、今年に入って月４件から 10 件の幅で推移し、前年より高い水準となっています。

簡単ですが、説明は以上です。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御質問等はございますか。

［労使各側委員］　特にありません。

［柳原会長］　続いて、議事３の最低賃金に関する基礎調査結果についてから、議事５の令和７年春季賃上げ妥結等状況（富山県）についてまで、一括して事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　それでは、議事３の最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。資料№.３を御覧ください。

第２回本審でも御説明いたしましたが、本調査の目的を改めて御説明いたします。

本調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、中小零細事業所の賃金実態を把握することを目的としたものです。

１枚めくると集計区分表をお付けしていますが、地域別最低賃金に関しては、真ん中の列、明細番号１，２の製造業及び情報通信業で規模 100 人未満、明細番号３から８の卸売・小売業からサービス業までは規模 30 人未満の事業所を対象に、合計 1,335 事業所に調査票を送付し、今年６月分の賃金の実態を調査いたしました。

この結果、２ページの緑色に塗りました上側の地域別最低賃金適用産業計の回答事業所数の欄にあるとおり、現在、598 事業所から回答を得ています。

調査結果についてですが、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外される精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除いた額を時間額に換算して集計しております。

３ページを御覧ください。ここでは令和２年から令和７年までの特性値の推移を示しております。

特性値は、第１・20 分位数、第１・10 分位数、第１・４分位数及び中位数を記載しております。第１・20 分位数とはデータを低い方から順に並べ 20 等分した際の最初の境界にある値、同様に第１・10 分位数は 10 等分、第１・４分位数は４等分した際の最初の境界にある値となります。また、中位数はデータ全体のちょうど真ん中の位置にある値となります。

最低賃金法は第１条では賃金の低廉な労働者を保護の対象とし、地域別最低賃金制度により当該労働者の生活の安定を目指しているところですが、この特性値により、まずは富山県における低廉な賃金の水準を御確認いただき、今後の審議の参考にしていただければ、と思います。

下の表３を御覧ください。今年度の特性値は、表一番右の列にありますとおり、上から順に第１・20 分位数、第１・10 分位数ともに 1,000 円、第１・４分位数が 1,071 円、中位数が 1,285 円となっております。

参考として表の最下欄に、各年６月の調査時点における最低賃金額を掲載しております。令和２年６月当時に適用されていた富山県最低賃金は 848 円、令和３年は 849 円、４年 877 円、５年 908 円、６年 948 円、７年 998 円ですので、特に第１・20 分位数は最低賃金額と

ほぼ連動して上昇していることが分かります。

次に４ページを御覧ください。ここでは産業別の特性値を示しています。

地域別最低賃金対象産業計を棒グラフ、産業別の値を折れ線グラフで示しています。

ページ下の表４を見ていただきますと、第１・20 分位数は、製造業が 998 円、卸・小売業と、宿泊、飲食サービス業が 1,000 円、医療・福祉が 1,005 円、サービス業が 1,000 円となっています。

続いて、５ページを御覧ください。ここでは、昨年と今年の特性値を比較しております。

昨年と比較しますと、第１・20 分位数は 5.26％、第 1・10 分位数は 4.71％、第１・４分位数は 7.10％、中位数は 3.88％の増加が認められます。また、平均賃金は 2.54％の増加となりました。

それでは、資料の６ページを御覧ください。

ここからは、最低賃金改正による影響率について説明いたします。

まず、言葉の定義ですが、影響率とは最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合、つまり、賃上げが必要となる労働者の割合です。

一方、改正前にすでに最低賃金を下回っている労働者の割合を未満率と言います。

それでは、こちらの富山県最低賃金改正による影響率と題した表を御覧ください。

表左側に時間当たり所定内賃金額（３手当を除く）として、997 円から１円刻みで賃金額を並べています。

その右横には累積労働者数（累積構成比）として、表には上下２段で数字が並んでいます。

例えば、時間当たり所定内賃金額の 1,000 円の右横上段の累積労働者数には 16,582 という数字があります、これは時間当たり１円から 1,000 円の間で働く労働者数の累計となります。そして、下段カッコ内の累積構成比は、合計の労働者 160,169 人に占める割合で、この数値が影響率或いは未満率となります。

影響率、未満率は、確認したい金額のひとつ下の階層の累積構成比を見ることとなります。

例えば、今年度の改正額が 1,000 円とした場合の影響率は、そのひとつ下の階層である 999 円の行の累積構成比が影響率を示しており、影響率は 3.8％となります。

また、現在未満率は、現行最低賃金額の１円下 997 円の行を御覧いただいて、2.0％ということが分かります。

次に、資料の一番最後 11 ページ富山県最低賃金改正による影響率の推移とある表を御覧ください。こちらには過去５年の最低賃金改正の際の影響率を記載しています。近年は引上げ額の上昇に応じて影響率も増加しており、昨年の影響率は 19.4％でした。

最低賃金に関する基礎調査結果については、以上です。

続きまして、議事４の賃金改定状況調査結果について説明いたします。資料№４を御覧ください。

この調査は、最低賃金改正等の審議に資するため、中小零細事業所の賃金改定の状況等を把握することを目的として、厚生労働省が毎年実施している統計調査です。

結果の公表時期は、審議終了後速やかに公表としていますが、それに先立ち中央最低賃金審議会において一部公表するとされているため、本日は中央最低賃金審議会に提出された資料をお配りしています。

調査の概要は、例年と変更はありません。

資料１ページを御覧ください。

１の調査の地域は全国です。２の調査産業は、（ア）製造業から（キ）サービス業までの業種とし、３（２）の１行目最後にあるとおり常用労働者数が 30 人未満の民営事業所を対象に調査しています。

この結果、こちらの表にありますとおり全国 4,980 事業所、富山県を含むＢランクで 1,992 事業所から回答を得ています。

また、調査事項は５に記載のとおりですが、例えば（２）のハにありますとおり、令和６年６月と、令和７年６月の基本給、諸手当などを調査しています。

ページ飛びまして、６ページを御覧ください。この調査結果のうち、令和６年６月と令和７年６月の賃金を比較し、時間当たりの所定内賃金の賃金上昇率を把握したものが、こちらの第４表です。

文字が細かいため拡大したものを後ろに付けておりますが、まずはこちらで第４表の基本的な作りについて説明します。

表の最上段の行を御覧いただくと、産業計、製造業、卸売業、小売業といった記載があるように、産業全体だけでなく、産業別の賃金上昇率が分かるようになっています。また、表の左から２列目を御覧いただくと、アルファベットのＡ、Ｂ、Ｃ、合計の計といった記載があるように、労働者全体だけでなく、最低賃金に係るＡからＣまでのランクごとの賃金上昇率が分かるようになっています。

６ページの第４表①は男女別の集計、７ページの第４表②は一般労働者・パートタイム労働者という雇用形態別の集計で、８ページの第４表③は令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計です。

資料№４の最後 13 ページを御覧ください。

こちらに第４表①から③まで、産業計の合計欄を拡大して付けております。

男女、一般・パートの集計区分につきましては、Ｂランクと合計のみ抜粋とさせていただきました。

第４表①②の賃金上昇率は、産業計で富山県が属するＢランクでは 2.9%、ランク計で 2.5%となっています。

また、継続雇用に限定した第４表③における賃金上昇率は、同じく産業計でＢランクでは 3.4%、ランク計で 3.2%となっています。

集計区分別で見ると男女別では女性、一般・パートではパートの方が上昇率が高く、第４表③のＢランクでは、女性は 4.0%、パートは 3.6%の上昇となっています。

議事を進めまして、議事５の令和７年春季賃上げ妥結等状況（富山県）についてですが、資料№５を御覧ください。これは連合富山、富山県経営者協会の御協力のもと作成した最新の集計結果です。

連合富山の集計では、改定率 5.23%と昨年比プラス 0.27 ポイント。富山県経営者協会の集計では、改定率 4.83%と昨年比プラス 0.44 ポイントとなっています。

議事３から議事５まで、事務局からは以上です。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御質問等はございますか。

［労使各側委員］　特にありません。

［柳原会長］　議事４の公示による関係労使の意見聴取に係る報告についてについて、事務局からお願いします。

［成田賃金室長］　７月 15 日に富山県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、使用者団体から１件、労働者団体から５件の意見書が提出されました。

それぞれ写しを資料№.６として添付しております。

それでは、意見書の概要説明により御報告とさせていただきます。

提出された日付順に御報告いたします。

まず、資料№.６－１富山県タクシー協会からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、「ハイヤー・タクシー事業においては、コロナ禍、そして急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、経営に重くのしかかっています。地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。県内における法人タクシー事業者は、すべてが中小零細企業です。中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、タクシー事業の運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入のおおもとが認可運賃である中小零細のタクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。最低賃金法第９条第２項に定める地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めるという基本原則に基づいて、慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。」となっています。

続いて、資料№.６－２、全国一般労働組合全国協議会、レインボーユニオン、全国一般ランチユニオンの連名による意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、「この間の物価の高騰・高止まりは、労働者の生活を直撃し、厳しい困窮状態と化しています。こうした状態から脱却するためには、最低賃金の大幅アップが不可欠です。さらに中小企業への支援策や環境整備も必要と考えます。すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが保障されるよう審議会に以下のことを強く求めます。物価上昇を上回る最低賃金の引上げを行うこと。コメの値上がりやエンゲル係数の上昇についても考慮すること。1,700 円以上の最低賃金を実現すること。数年以内に実現できる目標を定めること。公共部門労働者の賃金引上げを念頭に置いて議論を行うこと。答申に、国に対して助成金等の直接支援策、下請取引の適正化・価格転嫁に向けた環境整備、官公需における取引条件の改善、税・社会保険料の減免などを要望すること。透明性と納得感の高い審議会運営を行うこと。」となっています。

続いて、資料№.６－３、富山県労働組合総連合からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、「2024 年のエンゲル係数は 28.3％で 43 年ぶりの高水準

でしたが、所得が最も低い第１階級では 33.8％と、所得水準が低いほどエンゲル係数が高くなっています。また、実質賃金が 27 年間に渡って下がり続けているのは OECD の中で日本だけであり 2024 年の実質賃金はここ 30 年間で過去最低です。パート労働者の７割を占める女性の差別賃金は 2023 年でワースト２位となっており、最低賃金額も常勤労働者の総賃金の中央値に対する割合が 47％と、OEDC 加盟国中５番目に低くなっています。その一方で、大企業の内部留保は 2024 年までの 12 年間で 2.5 倍増となり、469 兆円に達しています。今、トランプ関税で経済のいっそうの停滞が予測されています。こうした時だからこそ、国民の賃金水準を上げ、内需主導の景気対策が必要となっています。最低賃金の大幅引上げはその最も効果的な対策といえるのではないでしょうか。石破政権も、2020 年代末までに最低賃金 1,500 円をかかげています。県内でも県議会を含めて６自治体議会で 1,500 円の実現を入れた意見書を採択するなど、最低賃金引上げの世論がますます高まっています。以上から、富山の最低賃金を早急に 1,500 円水準に近づけるよう答申し、全国一律最低賃金制度とするよう国に意見を届けて頂きますようお願い申し上げます。」となっています。

続いて、資料№.６－４、富山県高等学校 教職員組合からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、「食料品や日用品の高騰が続き、下がり続ける実質賃金が家庭の経済状況を悪化させ、高校生たちの学校生活と卒業後の将来にも大きな不安を広げています。県内の定時制・通信制高校には、給食費が払えない、部活動をあきらめざるを得ないなど、経済的な理由で学ぶ権利を侵害されている高校生が相当数存在しているのが実態です。子どもの体験格差実態調査では、低所得家庭の子どもの約３人に１人は１年を通じてスポーツや旅行などの学校外の体験活動を何もしていないこと、その最大の理由が経済的事情であることが示されています。子どもたちに明るい将来の展望を持たせるためにも、賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消による景気回復は喫緊の課題です。県立高校の会計年度任用職員などの非正規を含む労働者の賃金は最低賃金に直結しており、その水準を大幅に引き上げることが、従業者の生活を守り、担い手を確保するためには必須です。全国一律の最賃大幅引上げの実現は、個人消費の活性化による景気回復と、地方からの若年世代の流出に歯止めをかけ、根本的・持続的な少子化対策としても有効です。次代を担う子供たちが学び、巣立っていくためには、中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善による賃金底上げが必要です。いまこそ求められる社会的な賃上げを実現し、若者の教育環境の改善と将来展望を拓くことも視野に富山県最低賃金の大幅な引上げを切にお願い申し上げます。」となっています。

続いて、資料№.６－５、全日本建設交運一般労働組合 富山県本部からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、「政府は 2020 年代に時給で全国平均 1,500 円と言う目標を掲げ、地位間格差の是正に努めるが、識者は価格転嫁などの支援体制をセットで考えることが不可欠だと指摘します。人材獲得競争が厳しくなる中、国の審議会が示した目安額を上回る地方も出ています。全労連及び各県・地方労連が実施した最低生計費 試算調査の結果では物価高騰が続く下で全国どこでも月 27 万円～28 万円の収入が無ければ、人間らしい生活ができないとしています。労働者の賃金が上がれば購買力が上がり、経済活性

化につながります。価格転嫁が進みにくい中小零細・運輸業などを念頭に賃上げ補助、適切な価格交渉の推進などきめ細かいフォローが重要です。最低賃金は全国一律 1,500 円をただちに実現し、1,700 円をめざす、そのための賃上げ直接支援が必要と考えます。労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、いっそう広がる貧困と、格差の是正、地域経済のために、最低賃金を 1,500 円に引上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求めます。」となっています。

最後に、資料№.６－６、富山県医療労働組合連合会からの意見書について御説明いたします。

意見書の概要といたしましては、「医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業であり、この間の公的価格の抑制、患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応など、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。2024 年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 13,200 円安く、介護職に至っては 81,465 円も低くなっており、年収ベースでは数十～百万円以上の格差があります。賃金が他産業にも及ばない低水準では、現状の人手不足に拍車をかけ、医療・介護崩壊を招くと危惧しています。ケア労働者の賃金水準は地域別最低賃金と相関性があることも私どもの調査で明らかになっていますが、地域間に生じる賃金格差が地方の看護師不足に拍車をかけています。全労連が実施した最低生計費調査によれば、平均額は 1,700 円以上になっており、すでに地域間格差は無くなっています。もはや最低賃金 1,500 円では、健康で文化的な最低限度の生活すら維持できなくなっています。ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。」となっています。

提出いただいた意見書の概要は、以上です。

［柳原会長］　今ほどの意見書に関しまして、御意見等はございますか。

［労使各側委員］　ありません。

［柳原会長］　当審議会といたしましては、この関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

それでは、議事７の富山県最低賃金専門部会委員について事務局から説明してください。

［山田賃金室長補佐］　資料№.７富山県最低賃金専門部会委員名簿を御覧ください。

専門部会委員のうち公益代表委員につきましては、労働局長が適任者のうちから任命し、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、関係労働組合、使用者団体からの推薦により、その候補者から任命することとされています。

この結果、名簿にありますとおり、公益代表委員には、柳原委員、両角委員、吉田委員を、それぞれ任命いたしました。

また、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、先般、推薦を求める公示を行ったところ、推薦期日までに、日本労働組合総連合会富山県連合会及び一般社団法人富山

県経営者協会から推薦があり、その候補者から、労働者代表委員には石田委員、大森委員、黒川委員を、使用者代表委員には寺山委員、広上委員、野中委員をそれぞれ任命いたしました。
以上です。

［柳原会長］　専門部会委員に任命された皆さまには、この後、引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますので、富山県最低賃金の改正決定につきまして、十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。
次に、議事８のその他ですが、何かございますか。

［労使各側委員］　ありません。

［柳原会長］　事務局から何かありますか。

［山田賃金室長補佐］　２点ございます。
１点目ですが、要請書・署名の件で御報告がございます。
富山県労働組合総連合から、富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請と題し、最低賃金全国一律 1,500 円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を求める、富山労働局長と審議会長あての署名が７月 28 日に 5,353 筆提出されております。
署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。
２点目ですが、次回、第４回本審は、８月８日（金）午後、専門部会終了後を予定しています。
ただし、本日、議事の中でも説明させていただいたとおり、審議の状況により開催日程が変更となる場合がございます。この場合は、改めて事務局から連絡差し上げますので御承知おきください。
以上です。

［柳原会長］　当審議会に提出された請願署名につきましては、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしくお願いします。
以上で本日の議事はすべて終了いたしました。
最後に、本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、黒川委員
使用者代表委員からは、野中委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

［労使各側委員］　異議なし。

［柳原会長］　それでは、本日の審議は以上で終了といたします。
お疲れ様でした。